

千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市未普及地区配水管布設工事取扱要綱（平成8年10月1日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 負担率対象延長 未普及地区配水管布設工事にあつては全布設延長とし、未普及地区配水管布設工事と水圧増強工事及び開発関連工事を併せて行うもにあつては、これらの工事において共用する管路（以下「共用管路」という。）の部分の延長をいう。
- (2) 負担率対象工事費 負担率対象延長に係る工事費をいう。
- (3) 申請者負担延長 申請者が負担する延長をいう。
- (4) 申請者負担率 負担率対象延長に対する申請者負担延長の比をいう。
- (5) 申請者負担額 負担率対象工事費に申請者負担率を乗じた額をいう。

第3 適用対象

既設集合住宅及び貸家等にあつては、その戸数分を対象とする。

第4 費用負担（要綱第4条第2項に規定する算定方法の細目）

一戸当たり布設延長が20メートルを超える場合の申請者の負担額の算出方法は次のとおりとする。

(1) 申請者負担率

$A = 20m \times \text{適用対象戸数}$ （市が行おう20mまでの延長）

$$B = \frac{\text{負担額対象延長} - 20m \times \text{適用対象戸数}}{2} \quad (20m \text{を超える部分})$$

市負担延長 = $A + B$ 申請者負担延長 = B

$$\text{市負担率} = \frac{\text{市負担延長}}{\text{負担率対象延長}}$$

$$\text{申請者負担率} = \frac{\text{申請者負担延長}(B)}{\text{負担率対象延長}}$$

（備考） 小数点第5位を四捨五入する。

(2) 負担率対象工事費

負担率対象工事費＝未普及地区配水管敷設工事費総額－申請者や必要口径を増径した場合の口径差額工事費(C)

C＝共用管路の負担率×共用管路延長工事費

(3) 負担額

市負担額＝負担率対象工事費×市負担率＋C

申請者負担額＝負担率対象工事費×申請者負担率

2 地区内必要口径を増径した場合及び共用管路の場合の口径負担率は、次の表による。

共用管路の負担率(%)

		口径mm					
共用管路口径		φ 300	φ 200	φ 150	φ 100	φ 75	φ 50
必要口径	φ 300						
	φ 200	55.15					
	φ 150	57.05	51.93				
	φ 100	60.13	55.09	53.17			
	φ 75	60.77	55.75	53.84	50.67		
	φ 50	63.74	58.85	53.97	53.83	53.16	

第5 事前協議

事前協議の際には、要綱第5条第1項の規定により提出された給水要望書（以下「要望書」という。）に基づき、下記事項について調査検討する。

(1) 要望書により給水を希望する未普及地区（以下「給水希望区域」という。）を管網図・家屋配置図及び現地調査等により把握し、当該給水希望地区の範囲の妥当性、緊急性等の有無を確認する。

(2) 配水管布設路線及び口径の検討

(3) 市が別途行う水圧増強工事等と給水希望地区内の工事内容、範囲等の決定

(4) 概算工事費の算出

(5) 費用の負担区分の決定及び負担率の算出

(6) 概算負担額の算出

第6 施行区域の決定

未普及地区配水管布設工事の施行は、原則として、要望書が提出されている地区を優先的に扱うものとする。

2 給水希望区域においては、概ね申請順とするが、緊急性、加入率及び他地

区との均衡等を考慮する。

- 3 市が計画的に未普及地区配水管布設工事を施工しようとする未普及地区（以下「計画的整備地区」という。）においては、効率性及び地区均衡を考慮の上、該当未普及地区の住民の意向を踏まえて施工区域を定める。

第7 協定の締結

要綱第6条の配水管布設申請書が提出されたときは、これを審査の上、申請者と未普及地区配水管布設工事区域、施工時期その他要綱第7条の協定（以下「協定」という。）の内容について協議する。

- 2 前項の規定により施工時期が確定したときは、その旨申請者に通知する。
- 3 協定の締結前において、要綱第5条第3項の規定により回答された事項（以下「回答事項」という。）に変更が生じたときは、再度協議を行い、負担率に変更となる場合は、変更事項について回答の上、要綱第7条の協定を締結する。
- 4 協定締結後工事発注前において、回答事項に変更が生じたときは、再度協議を行い、工事発注前に変更協定を締結する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

年 月 日

委 任 状

(あて先) 千葉市長

地 区 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス
_____ @ _____

私たちは、上記の者を代表者と定め、千葉市 区 町 番地先
における、未普及地区配水管布設工事に関する新政党に必要な手続きについて、
別添申請者名簿に連署の上、委任します。

年 月 日

給水申請の変更届

(あて先) 千葉市長

地 区 名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____ (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス
_____ @ _____

年 月 日に申請した市営水道の給水申請について下記要望者が 名減
となりましたのお届けします。

記

取り下げ者

住所

氏名 (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

変更協議書

(あて先) 千葉市長

千葉市 区

代表者 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け、 千水第 号による給水要望の回答事項の内、下記の理由により変更協議したく願います。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更理由